

第 1 4 7 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部を
次のように改正する。

別表に次のように加える。

足立区立栗島学童保育室	東京都足立区青井六丁目 1 3 番 1 0 号
足立区立古千谷学童保育室	東京都足立区古千谷本町四丁目 1 2 番 1 6 号

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例により設置する学童保育室に係る入室の申請、承認その他入室に関する手続については、施行日前においてもこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定の例により行うことができる。

（提案理由）

栗島学童保育室及び古千谷学童保育室を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。